

令和6年度オホーツク流水トラスト応援団LINE公式アカウントCPDスタンプ 及び広告掲載運用委託業務 業務処理要領

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が、受託者に委託する令和6年度オホーツク流水トラスト応援団LINE公式アカウントCPDスタンプ及び広告掲載運用委託業務を円滑かつ効率的に処理するために必要な事項を定める。

1 業務の目的

令和5年度に開設したオホーツク流水トラスト応援団LINE公式アカウントについて、更なる認知度向上と友だち登録者数増加を図ることにより、これまで流水やゼロカーボンへなじみがなかった層や無関心層への認知度向上や機運を高め、取組拡大を図ることを目的とする。

2 委託業務の名称

令和6年度オホーツク流水トラスト応援団LINE公式アカウントCPDスタンプ及び広告掲載運用委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)12月20日(金)まで

4 業務の内容

(1) LINE CPDスタンプ用デザインの作成及びLINE公式アカウントへの連携並びに友だち登録者へのスタンプ無料ダウンロード配布

① LINE CPDスタンプ用デザインの作成

- ・オリジナルスタンプデザインを新規で8種類作成すること。また、委託者による二次利用可能なデザインとすること。
- ・デザインのテーマ等については作成前に委託者と協議の上、決定すること。

② LINE公式アカウントへの連携及び友だち登録者へのスタンプ無料配布

- ・4(1)①で作成したスタンプデザインをCPDスタンプとして、委託者が管理するオホーツク流水トラスト応援団LINE公式アカウントと連携させ、本アカウントを友だち登録した者が無料でダウンロードできるよう構築し、配信すること
- ・ダウンロード上限は50,000回とすること。
- ・ダウンロード開始は遅くとも令和6年(2024年)9月9日(月)までに開始し、ダウンロード可能期間は12週間とすること。
- ・ダウンロードしたスタンプはダウンロードから90日間使用できるようにすること。
- ・各日のダウンロード実績を分析・検証し、適切な運用となるよう改善を図ること。

(2) LINEへの静止画広告掲載

- ・LINE広告スペースに上記CPDスタンプ配布に関する広告を掲載すること
- ・広告期間中にスタンプ配信が上限に達し終了となった場合は、予算の範囲内においてLINE公式アカウントPRに関する広告内容に変更すること。

(広告掲載費用は18万円とする)

- ・広告用バナーを作成し使用すること。(1,080×1,080px及び600×400pxの2種)
- ・北海道内全域にエリアを設定すること。
- ・広告掲載運用期間は令和6年(2024年)9月9日から10月23日まで(45日間)とし、うち9月9日から10月8日までの1ヶ月間を重点期間とし、重点期間以降は重点期間運用状況を踏まえ、最適な広告運用を図ること。
- ・広告のリンク先はオホーツク流水トラスト応援団LINE公式アカウント(<https://lin.ee/FUwpcrG>)または本アカウント友だち追加でスタンプ無料ダウンロードのページとすること。
- ・表示回数130万回以上を目標とし、最適な対策を講じること。
- ・広告の視聴実績の分析・検証及び改善

(3) その他

- ・上記4(1)及び(2)によりオホーツク流水トラスト応援団LINE公式アカウント友だち登録者数を増加させ、本アカウントターゲットリーチ数が少なくとも20,000人以上となるよう最適な対策を講じること。
- ・広報媒体について、加工し利用する際には、事前に委託者と協議すること。

5 業務担当員

委託者は、委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も同様とする。

6 業務処理計画書

受託者は、契約の締結後、速やかに本業務に関する業務処理計画書を委託者に提出すること。

7 業務処理責任者

受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

8 成果品

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理経過等を記載した報告書を次のとおり提出すること。

- ・ 本委託業務の処理経過及び掲載状況並びに成果を記載した実績報告書
- ・ CPDスタンプデザインを含む作成及び使用したデータ一式
電子媒体(CD-RまたはDVD-R) 1部

9 実績報告書

委託業務を完了したときは、速やかに実績報告書（別記第1号様式）に上記8の成果品を添えて委託者に提出すること。

10 留意事項

- (1) 本業務遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施等の際し不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に務めるものとする。
- (3) 委託者は、受託者に対し、業務の執行状況等について、必要に応じ報告を求めることができる。
- (4) 本業務に基づいて作成した成果物に附帯する著作権（著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む。）は委託者に帰属する。また、受託者は委託者に対し著作者人格権を行使しないこととする。

11 その他

この要領に定めがない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議の上定める。